

○ 金融庁 告示第 号

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第一百二十八条の三第二項の規定に基づき、預金保険機構が資産の買取りの決定を行うための基準を次のように定め、令和三年 月 日から適用する。

令和三年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

財務大臣 麻生 太郎

預金保険機構は、預金保険法（第二号において「法」という。）第一百二十八条の三第一項に規定する金融機関から同項に規定する資産の買取りに係る申込みがあつたとき、又は当該資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出があつた場合において、当該入札に係る資産の買取りをしようとするときであつて、当該申込み又は入札に係る資産が次の各号のいずれかに該当するときは、同条第三項に規定する決定を行うことができるものとする。

一 貸付債権その他の財産に係る債権のうち、その債務者の財産（当該債務者に対する当該債権の担保として第三者から提供を受けている不動産を含む。以下この号において同じ。）が隠蔽されているおそれがあ

るものその他その債務者の財産の実態を解明することが特に必要であると認められる資産  
二 その買取りが行われることが、法第三十七条の二各項の措置の実施に寄与すると認められる資産